

もっと介護保険料を知るう!



平成12年4月から始まりました「介護保険制度」は、3年ごとに介護サービスの利用状況を見直し、平成18年4月に改定になりました。現在、少子高齢化や核家族化などの進展に伴い、家族だけでは十分な介護が難しい状況です。このような深刻化する介護の問題に対応していくためには、一人一人が介護保険に対する「知識」と「理解」が必要です。

介護保険料【図1】

保険料段階	対象区分	H18年度～H20年度
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の場合	24,400円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額、合計所得金額が80万円以下の場合	24,400円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階対象者以外の場合	36,600円
第4段階	世帯の中に住民税が課税されている人がいて、本人は住民税非課税の場合	48,800円
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の場合	61,000円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の場合	73,200円

介護保険料の改定とは

平成18年4月に改定しました介護保険料は、65歳以上の方の所得や住民税の課税状況により、平成17年度まで5段階だったものが、低所得の方の段階を2つに分け6段階【図1】になりました。また、同じ時期に行われた税制の改正（高齢者控除の廃止など）によって介護保険料段階が上がった方は、留萌市においてはおよそ1000人の方が対象になりました。

税制改正の内容は

平成18年度から適用された主な改正は次のとおりです。
 定率減税が1/2に縮減
 生計同一の妻に対する均等割の半減措置の廃止
 65歳以上の公的年金控除の変更
 高齢者（65歳以上）控除の廃止
 合計所得125万円以下の高齢者に適用される非課税制度の廃止
 この改正に伴って、これまで住民税が非課税の方でも、一定以上の所得があれば課税されることになり、また、従来から住民税を負担していても納める税額が増加した方もいました。

介護保険料の算定は

介護保険料の算定は、次のとおりです。
 介護保険料本人が課税
 被保険者本人が非課税
 被保険者本人が非課税で同一世帯に課税されている方がいるが基になっているため、税制改正による負担増は大きくなっています。
 ただし、平成18年度、平成19年度は急激な保険料の上昇を抑えるため、激変緩和措置がとられ、段階的に引上げられることになっています。

激変緩和措置とは

税制改正の影響により介護保険料が急激な上昇をした方に対して、平成18年度、19年度の2年間で段階的【図2】に保険料を引き上げていく経過措置を「激変緩和措置」といいます。

保険料の激変緩和措置【図2】

保険料段階	対象区分	H18年度	H19年度	H20年度
第4段階	税制改正に伴う「第1段階からの激変緩和措置の対象者」	32,200円	40,500円	48,800円
	税制改正に伴う「第2段階からの激変緩和措置の対象者」	32,200円	40,500円	
	税制改正に伴う「第3段階からの激変緩和措置の対象者」	40,500円	44,400円	
第5段階	税制改正に伴う「第1段階からの激変緩和措置の対象者」	36,600円	48,800円	61,000円
	税制改正に伴う「第2段階からの激変緩和措置の対象者」	36,600円	48,800円	
	税制改正に伴う「第3段階からの激変緩和措置の対象者」	44,400円	52,700円	
	税制改正に伴う「第4段階からの激変緩和措置の対象者」	52,700円	56,600円	

激変緩和措置に該当する例

税制改正がない場合、本人が非課税で同一世帯に課税されている方がいる北海留吉さんは、第4段階（4万8800円）でしたが、税制改正により住民税に均等割りがかかりました。この場合、200万円未満の住民税が課税されたため、第5段階（6万1000円）になりましたが、税制改正の影響を受けているので、平成18年度に5万2700円、平成19年度に5万6000円に保険料が設定されています。

平成18年4月1日現在で資格を有する方で、納入通知書の「【期別保険料額】の合計額（イ）」の額と「【保険料算定の基礎】の保険料額」が違う方が、激変緩和措置の該当になります。

【例】北海留吉さんの場合

平成18年6月末に介護保険係より送付されています介護保険料納入通知書をご確認ください。

平成18年度 納入通知書(介護保険料額決定通知書)

被保険者氏名	北海留吉	被保険者番号	00000
生年月日	昭和3.1.1	性別	男
決定事由		決定年月日	

【期別保険料額】

特徴月	普徴期別	普徴納期限	変更前の保険料額		変更後の保険料額	
			普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
計						52,700
合計額			(ア)		(イ)	52,700
差引増減額			(イ) - (ア)			
保険料段階						第5段階

【保険料算定の基礎】

期間	月数(1)	所得段階区分	保険料率(2)	保険料算出額(2) * (1)/12	保険料額
4月-3月	12月	第5段階	61,000	61,000	61,000

介護保険料の納め方は

老齢退職年金、遺族年金及び障害年金の額によって、特別徴収、普通徴収に分かれます。



■特別徴収
 老齢退職年金などが年額18万円以上の方は、年金から介護保険料が天引きされます。

■普通徴収
 老齢福祉年金のみの方と老齢(退職)年金などが年額18万円未満の方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

特別徴収の開始が年2回に

平成18年10月の介護保険制度の改正で、いままで年金からの徴収（天引き）が年1回10月から開始されていましたが、留萌市では年2回、4月と10月からの開始になります。

今まで、資格取得後（満65歳到達・転入）最長1年6カ月かかっていた年金からの徴収開始が最長1年（6カ月・1年）に短縮されます。

平成19年4月から年金徴収が開始されるのは、平成18年10月1日現在で資格を有する方です。

担当者から皆さんへ

平成12年4月から始まりました介護保険制度は、40歳以上の方全員が加入者となり、高齢者の暮らしを地域全体で支える制度で、介護を必要とする方を支える重要な財源になっています。

災害などの特別な事情がないのに介護保険料を納めないでいると、納めない期間に応じて給付制限を受けることがあります。

留萌市の介護保険は皆さんの保険料で支えられています。

介護申請手続きは、次の2カ所で行っています。

- 留萌市保健福祉センターはーとふる
 いきがいの課 介護保険係
 ☎49・25558
- 五十嵐町1丁目1番10号
 市役所社会福祉課総合相談窓口
 ☎42・1807
- 幸町1丁目11番地

お問い合わせ
 保健福祉センターはーとふる
 生活福祉部 いきがいの課
 介護保険係
 ☎49・25558